

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

会社名	(電話)		本店の所在地					
代表者氏名			事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種番号	取引金額の構成比	%	
課税時期	年	月		日				
直前期	自	年		月	日	至	年	月
1. 株主及び評価方式の判定				納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(⑤の割合)を基として、区分します。				
判定要素(課税時期現在の株式等所有状況)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	①株式数(株式の種類)	②議決権数	③議決権割合(②/④)	株主の区分	
		納税義務者		株	個	%	筆頭株主グループの議決権割合(⑥の割合)	
							50%超の場合	
							30%以上50%以下の場合	
							30%未満の場合	
							株主の区分	
							⑤の割合	
							50%超	
							30%以上	
							15%以上	
							同族株主等	
							50%未満	
							30%未満	
							15%未満	
							同族株主等以外の株主	
							同族株主等(原則的評価方式等)	
							同族株主等以外の株主(配当還元方式)	
							「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(③の割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。	
2. 少数株式所有者の評価方式の判定								
							項目	
							判定内容	
							氏名	
							役員	
							である(原則的評価方式等)・でない(次の⑧へ)	
							納税義務者が中心な同族株主	
							である(原則的評価方式等)・でない(次の⑨へ)	
							納税義務者以外に中心な同族株主(又は株主)	
							がいる(配当還元方式)・いない(原則的評価方式等)	
	自己株式						(氏名)	
	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数			②		⑤	(②/④)	
	筆頭株主グループの議決権の合計数			③		⑥	(③/④)	
	評価会社の発行済株式又は議決権の総数			①	④		100	

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書（続）

会社名 _____

令和六年一月一日以降用

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

3. 会社の規模（Lの割合）の判定									
判 定 要 素	項 目		金 額		項 目		人 数		
		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円		直前期末以前1年間 における従業員数	[従業員数]	[従業員数の内訳]	
	直前期末以前1年間 の取引金額		千円		[継続勤務 従業員数]			[継続勤務従業員以外の従業 員の労働時間の合計時間数]	
					70人以上の会社は、大会社(㊸)及び(㊹)は不要				
					70人未満の会社は、(㊸)及び(㊹)により判定				
判 定 基 準	㊸ 直前期末の総資産価額（帳簿価額）及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				㊹ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの 割合（中会社） の区分	
	総資産価額（帳簿価額）		従業員数		取引金額				
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
	20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上		大会社
	4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	0.90	中
	20億円未満	15億円未満	15億円未満		30億円未満	20億円未満	15億円未満		
	2億円以上	2億5,000万円以上	2億5,000万円以上	20人超	3億5,000万円以上	2億5,000万円以上	2億円以上	0.75	会
	4億円未満	5億円未満	5億円未満	35人以下	7億円未満	5億円未満	4億円未満		
	7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.60	社
	2億円未満	2億5,000万円未満	2億5,000万円未満	20人以下	3億5,000万円未満	2億5,000万円未満	2億円未満		
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満		小会社
・「会社規模とLの割合（中会社）の区分」欄は、(㊸)欄の区分（「総資産価額（帳簿価額）」と「従業員数」とのいずれか下位の区分）と(㊹)欄（取引金額）の区分とのいずれか上位の区分により判定します。									
判 定	中 会 社			小 会 社	/				
	L の 割 合								
	0.90	0.75	0.60						
4. 増（減）資の状況その他評価上の参考事項									

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名

令和六年一月一日以降用

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

1. 比準要素数1の会社		判 定 要 素						判 定 基 準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である（該当） ・ でない（非該当）				
		(1)直前期末を基とした判定要素			(2)直前々期末を基とした判定要素								
		第4表の⑥ ₁ の金額	第4表の⑥ ₁ の金額	第4表の⑥ ₁ の金額	第4表の⑥ ₂ の金額	第4表の⑥ ₂ の金額	第4表の⑥ ₂ の金額	判 定	該 当 非 該 当				
		円	銭	円	円	銭	円						
			0			0							
2. 株式等保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準	③の割合が50%以上である ③の割合が50%未満である				
		総資産価額 (第5表の①の金額)		株式等の価額の合計額 (第5表の④の金額)		株式等保有割合 (②/①)							
		①	千円	②	千円	③	%	判 定	該 当 非 該 当				
3. 土地保有特定会社		判 定 要 素						判 定 基 準					
		総資産価額 (第5表の①の金額)		土地等の価額の合計額 (第5表の⑤の金額)		土地保有割合 (⑤/④)						会社の規模の判定 (該当する文字を○で囲んで表示します。)	
		④		千円	⑤	千円	⑥	%	大 会 社 ・ 中 会 社 ・ 小 会 社				
		判 定 基 準		会社の規模		大 会 社		中 会 社		小 会 社 (総資産価額（帳簿価額）が次の基準に該当する会社)			
										・卸売業 20億円以上		・卸売業 7,000万円以上20億円未満	
										・小売・サービス業 15億円以上		・小売・サービス業 4,000万円以上15億円未満	
										・上記以外の業種 15億円以上		・上記以外の業種 5,000万円以上15億円未満	
				⑥の割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	
		判 定		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当	該 当	非 該 当		
4. 開業後3年未満の会社等	(1) 開業後3年未満の会社	判 定 要 素		判 定 基 準		課税時期において開業後3年未満である		課税時期において開業後3年未満でない					
	開業年月日		年 月 日		判 定		該 当		非 該 当				
(2) 比準要素数0の会社等	判 定 要 素	直前期末を基とした判定要素						判 定 基 準	直前期末を基とした判定要素がいずれも0である（該当） ・ でない（非該当）				
		第4表の⑥ ₁ の金額	第4表の⑥ ₁ の金額	第4表の⑥ ₁ の金額	第4表の⑥ ₂ の金額	第4表の⑥ ₂ の金額	第4表の⑥ ₂ の金額						
		円	銭	円	円	銭	円	判 定	該 当 非 該 当				
	0												
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社				判 定			
		該 当	非 該 当	該 当	非 該 当							該 当	
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社		2. 株式等保有特定会社		3. 土地保有特定会社		4. 開業後3年未満の会社等		5. 開業前又は休業中の会社		6. 清算中の会社	
		該当する番号を○で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。											

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の㉔の記載がある場合のその金額)		
	①		円	②	円		
	③		円				
	④		円				
1 1株当たりの価額の計算	区分	1株当たりの価額の算定方法			1株当たりの価額		
	大会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額(②の記載がないときは①の金額) イ ①の金額 ロ ②の金額			④ 円		
	中会社の株式の価額	$(\text{①と②とのいずれか低い方の金額} \times L \text{の割合}) + (\text{②の金額(③の金額があるときは③の金額)} \times (1 - L \text{の割合}))$			⑤ 円		
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 1株当たりの配当金額 ④、⑤又は⑥の金額			修正後の株式の価額 ⑦ 円		
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 割当株式1株当たりの払込金額 1株当たりの割当株式数 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 $(\text{④、⑤又は⑥の金額} + \text{⑦があるときは⑦の金額}) \times \text{株} \div (\text{1株} + \text{株})$			修正後の株式の価額 ⑧ 円		
2 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等		直前期末の資本金等の額 ⑨ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑩ 株	直前期末の自己株式数 ⑪ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨ ÷ 50円) ⑫ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑨ ÷ (⑩ - ⑪)) ⑬ 円
	直前期末以前2年間の配当金額	事業年度	⑭ 年配当金額	⑮ 左のうち非経常的な配当金額	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭ - ⑮)	年平均配当金額 ⑰ (⑭ + ⑯) ÷ 2 千円	
		直前期	千円	千円	⑱ 千円		
		直前々期	千円	千円	⑲ 千円		
1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額 (⑰の金額) ÷ ⑫の株式数 = ⑱				円 銭	この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。
配当還元価額		$\frac{\text{⑱の金額}}{10\%} \times \frac{\text{⑬の金額}}{50\text{円}} = \text{⑲}$				円	⑲の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。
3 株式に関する権利の価額	配当期待権		1株当たりの予想配当金額 (円 銭)	源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭)	⑳ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)	
	株式の割当てを受ける権利(割当株式1株当たりの価額)		⑳ (配当還元方式の場合は㉑)の金額 - 割当株式1株当たりの払込金額		㉒ 円	株式の評価額 円	
	株主となる権利(割当株式1株当たりの価額)		㉓ (配当還元方式の場合は㉔)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉕ 円	株式に関する権利の評価額 円 (円 銭)	
	株式無償交付期待権(交付される株式1株当たりの価額)		㉖ (配当還元方式の場合は㉗)の金額		㉘ 円	株式に関する権利の評価額 円	

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名

令和六年一月一日以降用

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		直前期末の資本金等の額		直前期末の発行済株式数		直前期末の自己株式数		1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))		1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (①÷50円)			
		①	千円	②	株	③	株	④	円	⑤	株		
2. 比準要素等の金額の計算	1株(50円)当たりの年配当金額	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額								比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
		事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち非経常的な配当金額	⑧ 差引経常的な年配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額				⑨	⑩	円	銭
		直前期	千円	千円	千円	⑨(⑦+⑧)÷2 千円				⑨	⑩	円	銭
		直前々期	千円	千円	千円					1株(50円)当たりの年配当金額(⑥)の金額			
		直前々期の前期	千円	千円	千円	⑩(⑧+⑨)÷2 千円				⑪		円	銭
	1株(50円)当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額								比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
		事業年度	⑪ 法人税の課税所得金額	⑫ 非経常的な利益金額	⑬ 受取配当等の益金不算入額	⑭ 左の所得税額	⑮ 損算入した繰越欠損金の控除額	⑯ 差引利益金額(⑪-⑫+⑬-⑭+⑮)	⑰		⑱	円	
		直前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑰		⑱	円	
		直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑰		1株(50円)当たりの年利益金額 (⑱)又は(⑱+⑲)÷2の金額		
		直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑰		⑲	円	
	1株(50円)当たりの純資産価額の計算	直前期末(直前々期末)の純資産価額								比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額			
		事業年度	⑲ 資本金等の額		⑳ 利益積立金額		㉑ 純資産価額(⑲+⑳)		㉒		㉓	円	
直前期		千円		千円		千円		㉒		㉓	円		
直前々期		千円		千円		千円		㉒		1株(50円)当たりの純資産価額(㉓)の金額			
3. 類似業種比準価額の計算	1株(50円)当たりの類似業種の比準価額の計算	類似業種と業種目番号	(No.)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	※ ⑳×㉑×0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5とします。)		
		課税時期の属する月	月	㉕		円	評議会	⑳	円	銭		㉒	円
		課税時期の属する月の前月	月	㉖		円	類似業種	B	円	銭		C	円
		課税時期の属する月の前々月	月	㉗		円	要素別比準割合	㉘				㉒	
		前年平均株価		㉙		円	比準割合	⑳ + ㉒ + ㉓ = ㉔				㉕	円
		課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㉚		円	比準割合	⑳ + ㉒ + ㉓ = ㉔				㉕	円
	1株(50円)当たりの類似業種の比準価額の計算	類似業種と業種目番号	(No.)		比準割合の計算	区分	1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	※ ㉖×㉗×0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5とします。)		
		課税時期の属する月	月	㉛		円	評議会	㉘	円	銭		㉒	円
		課税時期の属する月の前月	月	㉜		円	類似業種	B	円	銭		C	円
		課税時期の属する月の前々月	月	㉝		円	要素別比準割合	㉘				㉒	
		前年平均株価		㉙		円	比準割合	⑳ + ㉒ + ㉓ = ㉔				㉕	円
		課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㉚		円	比準割合	⑳ + ㉒ + ㉓ = ㉔				㉕	円
計算	1株当たりの比準価額		比準価額 (㉖と㉗とのいずれか低い方の金額) × ④の金額 / 50円						㉖				
	比準価額 (㉖の金額) - 円 銭		1株当たりの配当金額						修正比準価額				
	比準価額 (㉖の金額) + 円 銭 × (株) ÷ (1株 + 株)		割当株式1株当たりの払込金額 1株当たりの割当株式数 1株当たりの割当株式数又は交付株式数						修正比準価額				

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 _____

令和六年一月一日以降用

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
合計	①	②		合計	③	④	
株式等の価額の合計額	㊶	㊷		/			
土地等の価額の合計額	㊸	/					
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	㊹	㊺					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1株当たりの純資産価額の計算			
相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤		千円	課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨		千円
帳簿価額による純資産価額 (②+㊹-㊺-④)、マイナスの場合は0	⑥		千円	課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数	⑩		株
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥、マイナスの場合は0)	⑦		千円	課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪		円
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧		千円	同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫		円

第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)	1. 純資産価額方式等による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の②⑥、②⑦又は②⑧の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の②⑩の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額 (第5表の②⑫の記載がある場合のその金額)	令和六年	
		①	円	②	円	③	円
		株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額	
	1株当たりの価額の計算	株式の区分	1株当たりの価額の算定方法等			1株当たりの価額	
	比準要素数1の会社の株式	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.25) + (イの金額 × 0.75)			④	円	
	株式等保有特定会社の株式	(第8表の②⑦の金額)			⑤	円	
	土地保有特定会社の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑥	円	
	開業後3年未満の会社等の株式	(②の金額(③の金額があるときはその金額))			⑦	円	
	開業前又は休業中の会社の株式	(②の金額)			⑧	円	
	株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 ④、⑤、⑥、⑦ 又は⑧の金額	1株当たりの配当金額 -	修正後の株式の価額	⑨	円
課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合		株式の価額 ④、⑤、⑥、⑦又は⑧ ⑨があるときは⑨の金額	割当株式1株当たりの払込金額 × 1株当たりの割当株式数	修正後の株式の価額	⑩	円	
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑪ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑫ 株	直前期末の自己株式数 ⑬ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑪ ÷ 50円) ⑭ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑪ ÷ (⑫ - ⑬)) ⑮ 円	
	直前期末以前2年間の配当金額	事業年度 ⑯ 年 配当金額 千円	⑰ 左のうち非経常的な配当金額 千円	⑱ 差引経常的な年配当金額 (⑯ - ⑰) 千円	年平均配当金額 ⑲ (⑰ + ⑱) ÷ 2 千円		
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額 (⑲の金額) ÷ ⑭の株式数 = ⑳ 円 銭				この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。	
	配当還元価額	⑳の金額 × ⑮の金額 ÷ 10% × 50円 = ㉑ 円			㉒ 円		㉑の金額が、純資産価額方式等により計算した価額を超える場合には、純資産価額方式等により計算した価額とします。
	3. 株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭)	源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭)	㉓ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1. 及び2. に共通)	
株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額	割当株式1株当たりの払込金額 円	㉔ 円	株式の評価額	円	
株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)		㉕ 円	株式に関する権利の評価額	円 (円 銭)	
株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)		⑩(配当還元方式の場合は㉒)の金額		㉖ 円			

第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書

会社名

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

受取配当金等		事業年度	① 直前期	② 直前々期	合計(①+②)		受取配当金等受割合												
		受取配当金等の額		千円	千円	①	千円	①÷(①+②) ※小数点以下3位未満切り捨て											
1. 受割合の計算		営業利益の金額		千円	千円	②	千円	②											
B-bの金額		1株(50円)当たりの年配当金額(第4表のB)		bの金額(③×c)		B-bの金額(③-④)													
		③	円	銭	④	円	銭			⑤	円	銭							
C-cの金額		1株(50円)当たりの年利益金額(第4表のC)		cの金額(⑥×c)		C-cの金額(⑥-⑦)													
		⑥		円		⑦				円									
D-dの金額		1株(50円)当たりの純資産価額(第4表のD)		直前期末の株式等の帳簿価額の合計額		直前期末の総資産価額(帳簿価額)		(イ)の金額(⑨×(⑩÷⑪))											
		⑨		円		⑩		千円		⑪		千円		⑫		円			
E-eの金額		利益積立金額(第4表のEの「直前期」欄の金額)		1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数(第4表の⑤の株式数)				(ロ)の金額(⑬÷⑭)×⑮)											
		⑬		千円		⑭		株		⑮		円							
F-fの金額		aの金額(⑫+⑬)		D-dの金額(⑩-⑭)				(注) 1 cの割合は、1を上限とします。 2 ⑮の金額は、⑩の金額(⑨の金額)を上限とします。											
		⑯		円		⑰		円											
1株(50円)当たり株の標準価額の修正		類似業種と業種目番号(No.)		区分		1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの標準価額										
		課税時期の属する月		月	⑱	円	⑵	円	銭	⑸	円	銭	⑻	円	銭	⑰	円	銭	※ ⑳ × ㉑ × 0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)
		課税時期の属する月の前月		月	㉒	円	B	円	銭	C	円	銭	D	円	銭				
		課税時期の属する月の前々月		月	㉓	円	要素別標準割合		⑵	円	銭	⑸	円	銭	⑻	円	銭		
		前年平均株価		⑲		円		B		円		C		円		D		円	
課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㉔		円		B		円		C		円		D		円			
A(㉕、㉖、㉗、㉘及び㉙のうち最も低いもの)		⑲		円		B		円		C		円		D		円			
標準価額の修正		類似業種と業種目番号(No.)		区分		1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの標準価額										
課税時期の属する月		月	⑳	円	⑵	円	銭	⑸	円	銭	⑻	円	銭	⑰	円	銭	※ ㉑ × ㉒ × 0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)		
課税時期の属する月の前月		月	㉓	円	B	円	銭	C	円	銭	D	円	銭						
課税時期の属する月の前々月		月	㉔	円	要素別標準割合		⑵	円	銭	⑸	円	銭	⑻	円	銭				
前年平均株価		㉕		円		B		円		C		円		D		円			
課税時期の属する月以前2年間の平均株価		㉖		円		B		円		C		円		D		円			
A(㉗、㉘、㉙、㉚及び㉛のうち最も低いもの)		㉕		円		B		円		C		円		D		円			
修正		1株当たりの標準価額		標準価額(㉕と㉖とのいずれか低い方の金額) × 第4表の④の金額 / 50円				㉗		円									
標準価額の修正		直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合		標準価額(㉗の金額) - 円 銭		1株当たりの配当金額		修正標準価額		㉘		円							
標準価額の修正		直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合		標準価額(㉗(㉘がある)ときは㉙)の金額 + 円 銭 × 1株当たりの割当て株式数 ÷ (1株 + 1株)		1株当たりの割当て株式数		修正標準価額		㉙		円							

第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

会社名

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（令和六年一月一日以降用）

純資産価額 (相続税評価額)	相続税評価額による純資産価額 (第5表の⑤の金額)		課税時期現在の株式等の価額の 合計額 (第5表の⑦の金額)		差 引 (①-②)	
	①	千円	②	千円	③	千円
	帳簿価額による純資産価額 (第5表の⑥の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑨+ (⑩-⑪) の金額)(注)		差 引 (④-⑤)	
	④	千円	⑤	千円	⑥	千円
	評価差額に相当する金額 (③-⑥)		評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)		課税時期現在の修正純資産価額 (相続税評価額) (③-⑧)	
	⑦	千円	⑧	千円	⑨	千円
	課税時期現在の発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		課税時期現在の修正後の1株当たりの 純資産価額(相続税評価額)(⑨÷⑩)		(注) 第5表の⑩及び⑪の金額に株式等 以外の資産に係る金額が含まれている 場合には、その金額を除いて計算 します。	
⑩	株	⑪	円			
1株当たりのS ₁ の金額 の計算の基となる金額	修正後の類似業種比準価額 (第7表の ㉑、㉒又は㉓の金額)		修正後の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑪の金額)			
	⑫	円	⑬	円		
1株当たりのS ₁ の金額 の計算	区分	1株当たりのS ₁ の金額の算定方法			1株当たりのS ₁ の金額	
	比準要素数1である会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.25) + (⑬の金額 × 0.75)			⑭ 円	
	大会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 (⑬の記載がないときは⑫の金額) イ ⑫の金額 ロ ⑬の金額			⑮ 円	
	中会社のS ₁ の金額	(⑫と⑬とのいずれか低い方の金額 × Lの割合) + (⑬の金額 × (1 - Lの割合)) 0. 0.			⑯ 円	
小会社のS ₁ の金額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ⑬の金額 ロ (⑫の金額 × 0.50) + (⑬の金額 × 0.50)			⑰ 円		
S ₂ の金額	課税時期現在の株式等の 価額の合計額 (第5表の⑦の金額)		株式等の帳簿価額の合計額 (第5表の⑨+ (⑩-⑪)の金額)(注)		株式等に係る評価差額 に相当する金額 (⑬-⑭)	
	⑱	千円	⑲	千円	⑳	千円
	S ₂ の純資産価額相当額 (⑱ - ㉑)		課税時期現在の 発行済株式数 (第5表の⑩の株式数)		S ₂ の金額 (㉒ ÷ ㉓)	
㉒	千円	㉓	株	㉔	円	(注) 第5表の⑩及び⑪の金額に株式等以外の資産に係る金額が含まれている場合には、その金額を除いて計算します。
3. 株式等保有特定会社の株式の価額	1株当たりの純資産価額(第5表の⑪の金額(第5表の⑫の金額があるときはその金額))		S ₁ の金額とS ₂ の金額との合計額 (⑭、⑮、⑯又は⑰) + ㉔)		株式等保有特定会社の株式の価額 (㉕と㉖とのいずれか低い方の金額)	
	㉕	円	㉖	円	㉗	円